

市民の皆様へ

社会福祉法人日向市社会福祉協議会  
会長 黒木正一  
( 公印省略 )

**新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する日向市社会福祉協議会  
の方針等について（改定のお知らせ）**

本会においては、対処方針を令和2年4月27日に策定し、感染症拡大防止に努めてまいりました。

令和3年8月11日に、宮崎県が県独自の緊急事態宣言(8/11～8/31)を発令しました。日向市の方針も踏まえ、本会の方針を下記のとおり一部変更（下線部分）しますのでお知らせします。

引続きご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。制限期間は感染状況により延長になる場合もありますので予めご了承ください。

記

**1. イベント等の中止または延期について**

市内における感染症の拡大を防止するとともに、市民の命と健康を守り、市民生活の維持確保を最優先するため、令和3年8月12日から令和3年8月31日までの社協が主催または共催するイベント等(※1)を中止または延期します。

**2. マイクロバスの運行について**

令和3年8月6日から令和3年8月31日まで運行を中止します。

**3. レクリエーション機材及びチャイルドシート貸出について**

令和3年8月12日から令和3年8月31日まで貸出を中止します。

**4. 総合福祉センターの貸館について（東郷支所は本所に準じる）**

令和3年8月12日から令和3年8月31日までの間、貸館を中止します。

**5. 来館者の検温等について**

来館者の体温測定を行います。体温が37.5℃を超える方には入館をご遠慮いただく場合があります。また、咳、のどの痛みなど体調不良の方は入館をご遠慮ください。来館された際には、入口に設置してあります手指用アルコール消毒と、マスクを着用し、せきエチケットの徹底にご協力ください。

※1 イベント等の定義：(1)不特定多数を対象として開催するもの (2)いわゆる「三密」の条件を満たすもの。出席者が特定されており、「三密」の条件を満たさない小規模で重要な会議等は除きます。ただし、実施にあたっては、必要な感染症予防対策をとります。

以下は本会の内部対応です。

・ **職員の検温と熱発時の対応について**

出勤前に体温を計測し、記録をします。体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認し、体調の思わしくない場合は、出勤を停止します。

・ **県外出張等の自粛**

県境を越えた研修等の受入れ、県外出張については、その必要性や重要性について十分に検討し、不急のものは当面の間自粛します。

・ **やむを得ず感染拡大地域（県のホームページ上に掲載、8月9日現在で39都道府県）へ往来した職員の服務（本会内部対応）**

やむを得ず感染拡大地域へ往来した職員は、帰宅後は、1週間の「在宅勤務」の取り扱いとします。

・ **感染拡大地域からの帰省者等との接触が想定される職員の服務**

可能な限り、帰省(来市)を控えていただくよう要請します。やむを得ず帰省しなければならない場合は、帰省者等に対して1週間の外出等の自粛と、職員とその家族についてもマスクの着用や三密を避けるなどの感染拡大防止策の徹底を要請します。

施行日 令和2年4月27日

改定日 令和2年6月1日、令和2年7月30日、令和2年8月11日、  
令和2年9月17日、令和2年11月24日、令和2年12月10日、  
令和3年1月8日、令和3年1月19日、令和3年1月21日、  
令和3年2月8日、令和3年3月23日、令和3年4月12日、  
令和3年4月28日、令和3年5月31日、令和3年8月6日、  
令和3年8月12日

（文書取扱 総務課）

問合せ先

（福）日向市社会福祉協議会

事務局次長 黒瀬 大海

TEL : 52-2572

FAX : 52-9562